

## 役員選出に関する細則

(平成23年6月10日 総会議決)

(平成27年2月22日 理事会議決)

(平成30年12月2日 理事会議決)

(総則)

第1条 本細則は、定款23条に定める役員を選任にあたり、理事会が総会に提出する役員選任議案（以下「役員選任議案」という）を作成する手続を定める。

2 役員候補者の選出過程は概ね次のとおりとし、その詳細は次条以下に定める。

(1) 代議員により会長候補者となる理事を選出する。

(2) 各支部は、代議員の互選により1名の支部を代表する理事候補者を選出する。

(3) 上記(1)で選出された会長候補者はその余の理事候補者、監事候補者を選定する。

3 本細則は、総会における役員選出手続において本細則により選ばれた者以外の者が、候補者となることを妨げるものではない。

(会長候補者の選出)

第2条 会長候補者は、別に定められた代議員選出に関する細則によって選出された代議員により、次のとおり選出する。

(1) 被選挙資格者

会長候補者の被選挙資格者は代議員とする。ただし、連続して2期4年会長の職にある者は被選挙資格者となることができない。

(2) 選挙方法

選挙は、予備選挙及び本選挙を行う。

(3) 予備選挙

予備選挙は、会長候補被選出者3名を連記した代議員による無記名投票により、得票数上位3位までの者（以下「本選候補」という）を選出する。ただし、辞退者がでた場合には4位以下の得票者を順次繰り上げる。ただし、得票数が同じ場合には、本会会員歴の長い者、次いで年齢の高い順とする。

(4) 本選挙

(イ) 本選挙は、予備選挙で選出された上位3位までの本選候補について、単記、無記名による投票を行う。

(ロ) 本選挙で、最多得票者が有効投票の過半数を得た場合には、その者を当選者とする。有効投票の過半数を得たものが無かった場合には、本選挙の上位2位までの者につき単記、無記名により決選投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。

(ハ) 本選候補が1名であったときは、信任投票により過半数を得た者を当選者とする。

(5) 投票方法

(イ) 投票は郵送によることができる。

(ロ) 投票は記号式（候補者名を印刷して○を付する方式）によることができる。

(理事候補者の選出)

第3条 理事候補者は以下の定めに基づいて選出する。

- (1)各支部は、代議員の互選により1名の支部を代表する理事候補者を選出する。
- (2)その他の理事候補者は、前条によって選出された会長候補者が代議員の中から選任する。
- (3)連続して4期8年理事の職にある者は、理事候補者となることはできない。ただし、会長選挙の候補者となるときは、その限りではない。

(監事候補者の選出)

第4条 監事候補者は、第2条によって選出された会長候補者が選任する。

(選挙管理委員会)

第5条 役員選出手続きの管理運営は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 代議員の選出に関する細則第9条は、前項に準用する。

(参事の委嘱)

第6条 定款第29条に定める参事は理事会の承認を得て、会員の中から会長が委嘱する。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則) 平成23年6月10日施行

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(附則)

- 1 この細則は、平成30年12月3日から施行する。